

第 6512 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 9月 1日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 相続開始前3年以内の贈与

**Q**：相続前に贈与した贈与は、相続税の対象になるとか。どのようになっているのですか？

**A**：次のようになっています。

### 【解説】

相続税法では、相続又は遺贈(死因贈与を含む)により財産を取得した者が、その相続に係る被相続人から相続開始前3年以内に贈与により取得した財産がある時は、その贈与により取得した財産の価額(贈与時の価額)をその者の相続税の課税価格に加算した価額を相続税の課税価格として相続税額を計算し、その計算した相続税額からその贈与財産につき課せられた贈与税額相当額を控除した金額をもって、その者の相続税額とすることとなっています。

ただし、相続開始前3年以内にした贈与でも、次のものは対象になりません。

- ①贈与税の配偶者控除の特例を受けている又は受けようとする財産のうち、その配偶者控除額に相当する金額
- ②直系尊属から贈与を受けた住宅取得等資金のうち、非課税の適用を受けた金額
- ③直系尊属から一括贈与を受けた教育資金のうち、非課税の適用を受けた金額
- ④直系尊属から一括贈与を受けた結婚・子育て資金のうち、非課税の適用を受けた金額

なお、相続税額から控除する贈与税額は、相続税の課税価格に加算された贈与財産に係る贈与税の額です。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】